## 委員会提出議案第9号

若者の雇用対策の一層の充実を求める意見書

現在、日本の経済は、デフレの長期化と同時に急激な円高、更に東日本大震災の影響により、不安定な状態が続いております。このような状況下において、学生を始めとする若者の雇用は、ますます厳しさを増しており、今春の新卒者の就職率は90パーセント程度に過ぎず過去最低を記録しました。

実際、東日本大震災の影響を理由に、内定を取り消された卒業生が427人(126社)、震災以外の理由も含めると556人(179社)に上ることが厚生労働省の調査で明らかになりました。更に内定の取消しまでは至らなかったものの、入社を先送りされた学生生徒数も2,472人(287社)となっており、若者の雇用の実態は大変に厳しいものとなっています。

学生を始めとする若い人材は「国の宝」であり、その雇用対策は待ったなしの緊急 課題であります。よって、政府においては、雇用の深刻な事態を厳粛に受け止め、下 記のとおり若者の雇用対策の一層の充実を図ることを強く求めます。

記

- 1 地方自治体が実施する雇用創出・安定の取組に対する支援を強化するなど、各地域に応じた若者の雇用の場を確保すること。
- 2 若者の雇用の安定を図るため能力開発、就労支援対策等の強化を図ること。
- 3 若い人材を求める地元企業と学生をつなぐ就職斡旋事業に、地方自治体が積極的 に取り組むことができるよう、支援の充実強化を図ること。
- 4 企業への雇用奨励金の拡充などにより、震災の影響で内定の取消しや入社を先送 りされた若者に対する就労支援策を確実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年10月21日提出

さいたま市議会総合政策委員会 委員長 輿 水 恵 一